

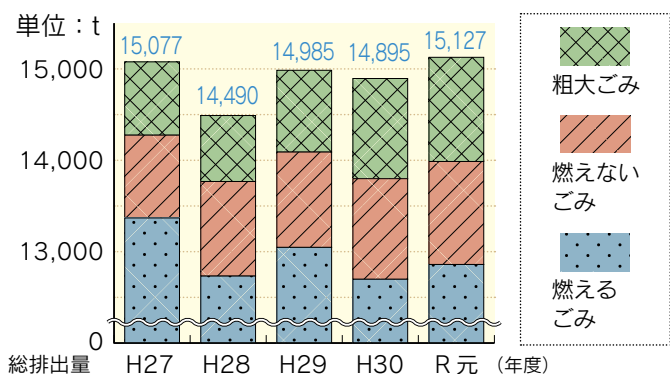
特集2 6月は環境月間です

● 問合せ 環境課生活環境係 (☎22144)

環境課リサイクル推進係 (☎22145)

毎年6月5日は、国連により『世界環境デー』と定められています。わが国でも、環境基本法によりこの日を『環境の日』と定め、6月の1か月間を『環境月間』とし、全国各地で普及啓発活動が展開されています。皆さんもこの機会に、身の回りの環境について今一度考えてみましょう。

【グラフ1】総排出量の推移



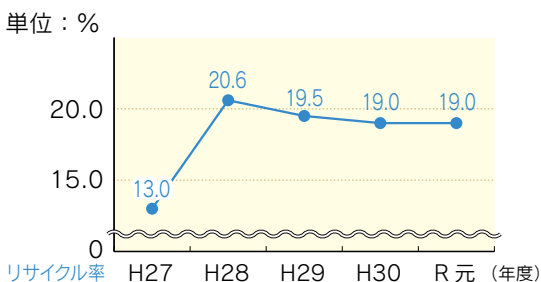
令和元年度の市内のごみの総排出量は、年間で1万5127ト(グラフ1)でした。平成30年度と比べて232ト増加しています。また、ごみの総排出量に対する資源化量を表すリサイクル率は19.0割(グラフ2)で、平成30年度と同値となりました。(国19.9割(平成30年度))。

市民一人一人のリサイクル

市のごみの量とリサイクル率

令和元年度は、年間で1万5127ト(グラフ1)でした。平成30年度と比べて232ト増加しています。また、ごみの総排出量に対する資源化量を表すリサイクル率は19.0割(グラフ2)で、平成30年度と同値となりました。(国19.9割(平成30年度))。

【グラフ2】リサイクル率の推移



◆ 取り組み① ◆ 生ごみダイエット作戦

皆さんの家庭から出る燃えるごみは、市で年間9,000tを超えています。燃えるごみの約4割は水分です。この水分を1人1日当たり10g減らせば、市全体で年間200t(ごみ収集車66台分)のごみ減量になります。

水分を減らすだけで、家庭でのごみの臭いも少なくなり、ごみ袋代の節約ができます。また、ごみ焼却の時間短縮になることから余分な二酸化炭素の発生も抑えられ、何より焼却にかかる費用の削減につながります。

詳しくは、QRコードから動画を見ることができます。早速、今日から実践してみましょう。



→ 動画の一コマ。牛乳パックを使えば、手洗いの水を絞ることができます。



↑動画はこちらから

私たちはふだんの生活の中で、さまざまなものを消費しながら暮らしています。例えば、飲料水のペットボトルやスーパでもらうレジ袋は石油から、新聞紙や雑誌の紙は主に木材が原料のパルプから作られています。それらは全て限りある貴重な資源。資源を有効に活用するためには、

私たちができるだけごみを出さないことや、リサイクルできるものは正しくリサイクルすることが大切です。それは難しいことではなく、日頃のちょっとした心がけでできることがたくさんあります。その例として、3つの取り組みを紹介いたします。皆さんもできることから始めてみませんか。

ごみを減らすためにできること

◆ 取り組み② ◆ リサイクルサンデー

リサイクルサンデーは、地区ごとに毎月1回決められた日曜日に、新聞紙や雑誌、空き缶、ビール瓶などの家庭から出た資源ごみを分別回収してリサイクルをする取り組みです。令和元年度は、各行政区や子ども会など179団体が取り組み、1年間に回収された資源ごみの量は603tでした。

資源化だけでなく、地区の収入にもつながるリサイクルサンデーを活用しましょう。

回収品目7種類

- ① 新聞紙（新聞、折り込みチラシ）
- ② 段ボール
- ③ 雑誌類（週刊誌、カタログ、雑紙（ティッシュの空箱、包装紙など））
- ④ アルミ缶
- ⑤ スチール缶
- ⑥ 一升瓶（茶色・緑色）
- ⑦ ビール瓶



※ 紙類を縛るときは、ビニール紐や紙紐などで十字に結んでください。
（ガムテープは使用しないでください。）

※ 缶類、瓶類は水ですすいでください。

※ アルミ缶とスチール缶は、きちんと分別してください。

— リサイクルサンデーのメリット —

- ① 紙類や缶類の資源化
- ② 瓶の再利用
- ③ 回収量に応じた地区の収入

回収日

- 第1日曜日 南波多町、大川町、松浦町
 第2日曜日 伊万里地区、牧島地区、大坪地区、立花地区
 第3日曜日 大川内町、黒川町、波多津町
 第4日曜日 二里町、東山代町、山代町

※お住まいの行政区が取り組んでいる回収対象品・場所・時間は、区長さんか環境課まで問い合わせてください。

◆ 取り組み③ ◆ マイバッグ運動 ～全国で7月からレジ袋が有料化されます～

マイバッグ運動は、買い物をするとき、スーパーなどのお店が渡すレジ袋を使用せずに、持参した買い物袋やバッグを使おうという運動です。レジ袋を使用せずマイバックを利用し、ごみの減量や資源の節約に努めましょう。

ストップ 不法投棄



↑ 不法投棄されたごみ

道路脇や山林など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄されたごみは周辺の景観を損ねるだけでなく、悪臭や周辺の土壌汚染を引き起こすなど、生活環境に悪影響を及ぼします。市では、パトロールや防犯カメラ設置などで防止に努めるとともに、投棄物の回収・処分を行います。

◆ 不法投棄を防止するために

不法投棄物は、投棄者が不明の場合、投棄されている土地や建物の所有者が処分しなければなりません。定期的に草刈りをしたり、柵やフェンス、警告看板を設置したりするなど、日頃から意識して管理することが大切です。

野外焼却は 法律で禁じられています

家庭から出るごみを野外焼却することは、下記の例外を除いて法律で禁止されていますので、絶対にしないでください。また、例外で認められていることでも、近所の迷惑にならない範囲で行ってください。

◆ 野外焼却の例外

- ・少量の落ち葉や刈り草などの焼却
- ・宗教上の行事での焼却（しめ縄など）
- ・河川管理者が行う管理のための草木の焼却
- ・農家が行う稲わらなどや林業者が行う伐採した枝木の焼却 など

野外焼却とは

法律で定められた適正な焼却炉を使用せずに外でごみを焼却することを野外焼却と言います。ドラム缶や小型焼却炉などでの焼却も野外焼却に当たります。

リチウムイオン電池製品を ごみと一緒に出さないで～出火の原因となります～

4月28日、さが西部クリーンセンターのごみ置き場（ごみピット）内で火災が発生しました。原因は明らかでないものの、出火の原因となりやすい廃棄物が一般ごみに混入されていたものと考えられます。幸い、重大な事故とはなっていませんが、処理施設が火災となった場合は、ごみ処理ができなくなり、皆さんの日常生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。ごみ処理施設の火災事例では、リチウムイオン電池やガスボンベ、廃ライターなどから発火するケースが報告されています。中でもリチウムイオン電池は、メーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。処分するときは、家電量販店などで回収されていますので、家庭の一般ごみと一緒に出さないでください。

◆ 大気質

市内6地点で、大気汚染物質である二酸化窒素の濃度を測定しました。令和元年度の測定結果は、すべての地点で環境基準を下回り、良好な状態でした。

【二酸化窒素濃度】

(単位：ppm)

測定地点	測定値	環境基準
牧島コミュニティセンター(木須町)	0.002	0.060 以下
黒川コミュニティセンター(黒川町)	0.003	
松浦コミュニティセンター(松浦町)	0.002	
東山代コミュニティセンター(東山代町)	0.002	
国見台公園(二里町)	0.003	
二里コミュニティセンター(二里町)	0.003	

市では、市内の環境状況を把握するために、定期的に大気や水質について調査をしています。令和元年度の測定結果を紹介します。

市の環境状況は

◆ 水質

河川水

市内8地点で、河川の汚濁の程度を示すBOD(生物化学的酸素要求量)(注1)を測定しました。そのうち、環境基準が設定されているのは5地点で、令和元年度の測定結果は、すべての地点で環境基準を下回りました。また、過去3年間の測定値の推移を見ても、すべて環境基準値以下となっており、市内の河川環境は良好な状態を維持しています。

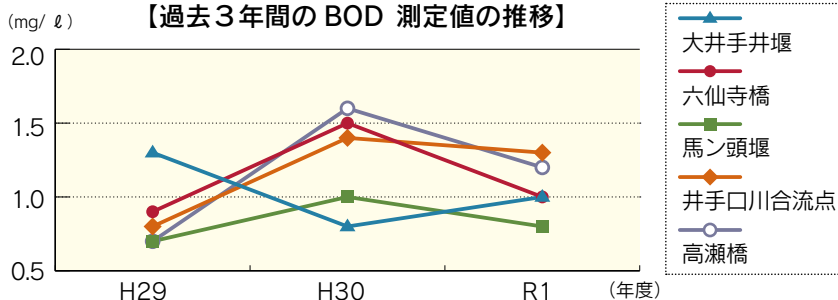
(注1) BOD(生物化学的酸素要求量)
有機汚濁物質を微生物によって分解するときに必要な酸素量

【河川水BOD(75%値)】

(単位：mg/ℓ)

河川名	測定地点	測定値			環境基準
		H29	H30	R元	
有田川	大井手井堰(二里町)	1.3	0.8	1.0	2.0 以下
伊万里川	六仙寺橋(大坪町)	0.9	1.5	1.0	
松浦川	馬ノ頭堰(松浦町)	0.7	1.0	0.8	
	井手口川合流点(大川町)	0.8	1.4	1.3	
徳須恵川	高瀬橋(南波多町)	0.7	1.6	1.2	

【過去3年間のBOD測定値の推移】



海水

伊万里湾内の4地点で、海水の汚濁の程度を示すCOD(化学的酸素要求量)(注2)を測定しました。令和元年度の測定結果は、七ツ島工業団地北側で環境基準を上回りました。また、過去3年間の推移を見ると、環境基準に近い状況が継続していますが、測定結果はほぼ横ばいで、直ちに環境被害につながる数値ではありません。

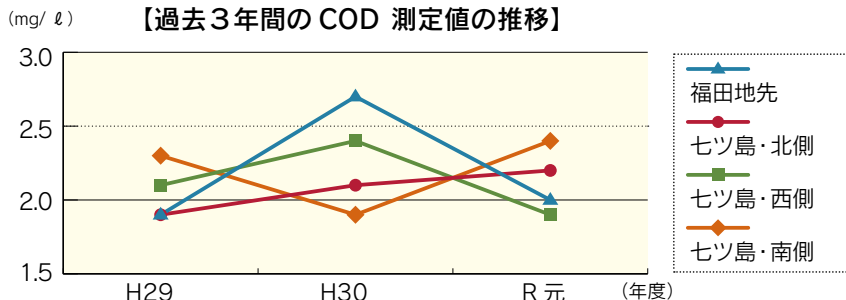
(注2) COD(化学的酸素要求量)
有機汚濁物質を酸化剤で分解するときに必要な酸素量

【海水COD(75%値)】

(単位：mg/ℓ)

測定地点	測定値			環境基準
	H29	H30	R元	
福田地先(黒川町)	1.9	2.7	2.0	2.0 以下
七ツ島工業団地北側(黒川町)	1.9	2.1	2.2	
七ツ島工業団地西側(黒川町)	2.1	2.4	1.9	3.0 以下
七ツ島工業団地南側(黒川町)	2.3	1.9	2.4	

【過去3年間のCOD測定値の推移】



※**環境基準**は、法律で定められた、達成することが望ましい数値のことです。この基準は、超過しても直ちに健康被害が生じるような数値ではありません。

※**75%値**とは、有機物による水質汚濁を示す指標であるBOD(河川水)やCOD(海水)の年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる統計値のことです。

油の管理は 大丈夫ですか



↑油が流出し、オイルフェンスが設置された河川

大雨などの影響により、事業所などの敷地内に保管してあるドラム缶などから、油の一部が水路や河川に流れ出す水質事故が発生しています。一旦、油が河川へ流入すると、すべてを回収することは困難で、生物や植物などに多大な影響を与えてしまいます。また、管理が不十分であれば、管理責任を問われ、賠償問題にもなりかねません。

水質事故を未然に防ぐため、事業所はもちろん、家庭においても油類の保管状況の再確認をお願いします。伊万里の豊かな自然をみんなで守りましょう。

あなたにもできる地球温暖化対策

私たちは便利で快適な日常生活を送る中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを多く排出しています。大気中の温室効果ガス濃度が濃くなると、温室効果ガスが地表からの熱をより吸収するため、地球温暖化が進行すると言われています。

近年、地球温暖化に伴う異常気象により大きな自然災害が頻発するようになりました。このまま対策を施さなければ、自然災害や熱中症などの健康被害、農作物被害などが発生し、私たちの生活にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

日本は、パリ協定に基づいて温室効果ガスの総排出量の抑制を行っています。事業者だけではなく、私たちの日常生活においても温室効果ガスを減らすことを求められています。ここでは、皆さんにもできる温暖化防止対策を紹介します。

1 入浴は間隔を空けずに

入浴の間隔を空けずに、お湯が冷める前に入浴すれば、年間で二酸化炭素 87.0 kgの省エネに貢献でき、**約 6,880 円の節約**になります。



2 電気ポットを長時間使用しないときはプラグを抜く

電気ポットでお湯を長時間保温するのに比べ、使うたびに再沸騰すれば、年間で二酸化炭素 63.1 kgの省エネに貢献でき、**約 2,900 円の節約**になります。



省エネ対策は他にもあり、毎月、広報伊万里の『暮らしのチャンネル』コーナー内に『家庭でできる！今月の省エネと地球温暖化対策』と題して掲載しています。また、環境省と資源エネルギー庁でもホームページで省エネに関する情報を掲載しています。皆さんもこれらの情報を参考に、省エネ活動に取り組みましょう。

出典：『省エネ性能カタログ 2019』、『家庭の省エネ徹底ガイド』資源エネルギー庁